

00212

鳥取縣公報

條例

昭和二十五年九月八日 金曜日

本書ノ大キサノ國定規格A五判

第二千百四十一号

◇鳥取縣條例第五十二号
昭和二十四年八月鳥取縣條例第五十六号鳥取縣職員退職手當支給條例の一部を次のように改正する。

昭和二十五年九月八日

告示

昭和二十五年九月八日

告示

鳥取縣知事 西尾愛治
鳥取縣職員退職手當支給條例中改正條例

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のようによく仮設建築物の建築を許可した。

第七條第一項に「但し、國又は他の都道府縣の行つた

定数若しくは組織の改廃又は予算の減少等により廢職又は過員を生じたため退職した者が、引き続き新に職員として採用された場合において、國又は他の都道府縣における勤続期間を通算するかどうかは、その都度知事が定める。」を加える。

附則

鳥取縣公報 每週火曜日発行(休日ニ當ル)

昭和二十五年九月八日

第二千五百四十一号

(昭和四年四月十五日)

一

一、建築物の位置 倉吉町大字河原町一七七三
一、同 用途 専用住宅
一、同 構造 木造 瓦葺 平家建 一棟

一、建築主の住所氏名 倉吉町大字河原町一七七三
一、同 宮石節子

一、同 規模 建築面積 四九〇八平方米 突出する部分三四、二〇平方米

一、建築主の住所氏名 倉吉町大字越中町二、一四二

高田勝雄

一、建築物の位置 倉吉町大字越中町二二二二ノ一

一、同 用途 店舗住宅

木造 瓦葺 平家建 一棟

建築面積 五九、八〇平方米 突出する部分一五、七九平方米

一、同 構造

一、同 規模

一、同 許可條件

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、知事が必要ありと認めるときはこの許可條件の條項を増減若しくは変更するがある。

一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定める事項を守る義務を負うこと。

教育委員會規則

◆鳥取縣教育委員會規則第十二號

鳥取縣教育委員會公告式規則を次のように定める。

昭和二十五年九月八日

鳥取縣教育委員會委員長 佐々木顯一

(趣旨) 第一條 鳥取縣教育委員會規則(以下「委員會規則」という)及び鳥取縣教育委員會の定める規程(以下「委員會の定める規程」という。)で公表を要するもの

公布については、この規則の定めるところによる。

(規則の公布方法) 第二條 委員會規則は委員長が署名した後委員會規則であることを明記し、番号を附して公布する。

第三條 委員會規則の公布は鳥取縣公報(以下「公報」という。)に登載して行う。但し天災その他やむをえない事情で公報に登載することができないときは縣府、市役所、町村役場の掲示場に掲示してその登載にかえ

ことができる。

2 公報は管下市町村に配付しなければならない。

(規則の施行)

第四條 委員會規則は特に施行期日を定めない限り公布

(準用) の日から起算して十日を経過した日から施行する。

第五條 委員會の定める規程の公布については前三條の規定を準用する。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

◆鳥取縣教育委員會規則第十三號

昭和二十三年十一月一日鳥取縣教育委員會規則第三號鳥

取縣教育委員會事務局分課分掌規則の一部を次のように改正する。

昭和二十五年九月八日

鳥取縣教育委員會委員長 佐々木顯一

鳥取縣教育委員會事務局分課分掌規則一部改正

三、鳥取縣訓令甲第十九號鳥取縣木材検査施行手続中

手續規則中六頁下段第四條の次に「附則」を、下段附表の二木材検査申請書中形量の次に品等欄をそれぞれ挿入する。二、鳥取縣規則第六十二號鳥取縣木材検査手數料納付

は、「証箋元壳捌人」の、七頁下段第十四條第一項中「証延元壳捌人」

縣林產物等手數料規則は「鳥取縣林產物等検査手數料規則」のいすれも誤り。

00214

00213

正 誤

第一條中總務課の始めに次の二項を加える。
一、教育委員會印、委員長印、教育長印、支出負担行
爲担当官印の管守に関する事。昭和二十五年八月二十二日鳥取縣公報第一千百三十六號
中誤植があるので次のように訂正する。

記

一、鳥取縣規則第六十一號中鳥取縣木材検査規則中
三頁下段第十四條の次に「附則」を、下段附表の二木材検査申請書中形量の次に品等欄をそれぞれ挿入する。
二、鳥取縣規則第六十二號鳥取縣木材検査手數料納付

は、「証箋元壳捌人」の、七頁下段第十四條第一項中「鳥取

縣林產物等手數料規則」は「鳥取縣林產物等検査手數

00215

鳥取縣公報

第二千百四十一号 昭和二十五年九月八日

(第三種郵便物認可)

四

第十九号」の、十四頁木材検査成績簿材種欄素材中
「杭木」は「坑木」のいずれも誤り。

四、鳥取縣告示第四百三十号中

二十頁下段本文中「鳥取縣木材検査規則第四條」は
「鳥取縣木材検査規則第八條」の誤り。

昭和二十五年八月二十九日鳥取縣公報号外登載の鳥取縣
告示第四百四十四号中誤植があるので次のように訂正す
る。

上段八行目 記

誤

正

計七ヶ所

計六ヶ所

昭和二十五年九月八日印刷

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

印 発

刷 行 鳥 取 県 公 報
所 者 縣 市 東 町
鳥 取 市 東 町
鳥 取 縣 市 東 町
印 刷 所